

○少年指導委員運用要領の制定について（平成19年 5 月17日例規第22号）

〔沿革〕 平成26年 7 月例規第21号、28年 7 月第23号、令和元年 6 月第28号、3 年 1 月第 1 号改正

別記のとおり制定し、平成19年 6 月 1 日から実施することとしたので、関係職員に周知徹底の上、適切な運用に努められたい。

なお、少年指導委員運用要綱の制定について（昭和60年 9 月奈本例規第22号）は、廃止する。

別記

少年指導委員運用要領

第 1 趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）及び少年指導委員の運営に関する規程（平成19年奈良県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 委嘱等

1 推薦

少年指導委員の活動区域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、少年指導委員を推薦するに当たっては、活動区域内に居住し、又は勤務し、当該活動区域の実情に精通していると認められる者について、法第38条第1項各号に規定する委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、適任と認められる者を少年指導委員委嘱推薦書（別記様式第1）により、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）を経由して奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。

2 委嘱の要件

法第38条第1項各号に規定する委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」（第1号）

人格識見ともに優れ、行動等においても地域住民に信頼のあることをいう。

- (2) 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」（第2号）

少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

(3) 「生活が安定していること。」（第3号）

経済的観点からだけでなく、社会的、家庭的にも安定していることをいう。

(4) 「健康で活動力を有すること。」（第4号）

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

3 周知の措置等

(1) 少年課長は、少年指導委員の委嘱に関し公安委員会の決定があったときは、署長に通知するものとする。

(2) (1)による通知を受けた署長は、委嘱された少年指導委員の氏名及び連絡先を、警察署の掲示板への掲示、交番等が発行する広報紙への掲載等適当な方法により管轄区域内の住民に周知させるよう努めるものとする。

(3) 規程第3条第3項及び(2)に規定する少年指導委員の連絡先は、当該少年指導委員の活動区域を管轄する警察署の電話番号とする。

4 少年指導委員名簿

少年課長及び署長は、少年指導委員名簿（別記様式第2）を備え付け、委嘱、解嘱等の都度、必要事項を記載し、当該少年指導委員の名簿を整理するものとする。

5 身分証明書交付簿

少年課長は、法第38条の2第4項に規定する立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書の交付状況等を身分証明書（立入り用）交付簿（別記様式第3）により、規程第5条に規定する身分証明書の交付状況等を身分証明書（一般活動用）交付簿（別記様式第4）により、それぞれ明らかにしておくものとする。

第3 解嘱

1 上申

署長は、少年指導委員が法第38条第6項各号に規定する解嘱の要件のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに少年指導委員解嘱上申書（別記様式第5）により、少年課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

2 解嘱の要件

法第38条第6項各号に規定する解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 「法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。」（第1号）

第2の2の委嘱の要件によるものとする。

(2) 「職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。」（第2号）

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に

違反し、又は法第38条第2項各号に規定する職務を行わないときをいう。

(3) 「少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき。」（第3号）

少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったときをいう。

第4 職務

1 職務内容

法第38条第2項各号及び規則第4条各号に規定する少年指導委員の職務の具体的内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、いずれも強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意すること。

(1) 少年の補導（法第38条第2項第1号）

ア 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。

イ 少年に対し、同号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。

ウ 少年の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に連絡すること。

エ 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告を行うこと。

(2) 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）

ア 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。

イ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

(3) 被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）

ア 少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言し、又は指導すること。

イ 少年の保護者等に連絡すること。

ウ 少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団体等を紹介すること。

エ 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認めるときは、児童福祉法第25条の規定により通告を行うこと。

(4) 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）

ア 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加すること。

イ 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

(5) 少年相談（規則第4条第1号）

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言、指導その他の援助を行うこと。

(6) 広報啓発活動（規則第4条第2号）

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声掛けキャンペーンを行うなど、少年の健全育成に関する地域住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。

また、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

2 報告

少年指導委員が1の活動を行ったときは、少年指導委員活動報告書（別記様式第6）を作成させた上、速やかに署長に提出させるものとする。

第5 立入り

1 基本的留意事項

少年指導委員の立入りに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 少年指導委員の立入りは、法第37条第2項に規定する警察職員の立入りと同様に、公安委員会として、行政上の指導・監督のため必要な場合に、法の目的の範囲内で必要最小限で行わせること。

(2) 立入りは、あらかじめ法第38条第5項に規定する研修を受講し、風俗営業の営業所等への立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能を修得した少年指導委員に限り認めること。

2 立入りの指示

(1) 立入りの指示は、1の(2)に規定する少年指導委員に対してのみ行うものとする。

(2) (1)の指示は、警察署において個々の少年指導委員に対し、別表第1の指示事項に基づき、規程第10条に定める立入り指示書を交付して行うものとする。

(3) 署長は、立入り関係交付・出入簿（別記様式第7）を備え付け、その状況を明らかにしておくものとする。

3 立入りの実施

(1) 警察職員の同行等

風俗営業の営業所等への立入りについては、警察職員の同行又は複数の少年指

導委員により行わせるものとする。

(2) 実施内容

少年指導委員の立入りは、次に掲げる事項について行わせるものとする。

ア 視察

次に掲げる立入りの場所に応じて、それぞれに定める事項について視察を行うこと。

(ア) 風俗営業の営業所

- a 法第18条の規定に違反していないか。
- b 法第22条第1項（第3号から第6号までに掲げる行為に限る。）又は第2項の規定に違反していないか。

(イ) 店舗型性風俗特殊営業の営業所

- a 法第28条第10項の規定に違反していないか。
- b 法第28条第12項（第3号から第5号までに掲げる行為に限る。）の規定に違反していないか。

(ウ) 無店舗型性風俗特殊営業（法第2条第7項第1号の営業に限る。）の受付所

- a 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第10項の規定に違反していないか。
- b 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第12項（第4号及び第5号に掲げる行為に限る。）の規定に違反していないか。
- c 法第31条の3第3項の規定に違反していないか。

(エ) 店舗型電話異性紹介営業の営業所

- a 法第31条の13第1項において準用する法第28条第10項の規定に違反していないか。
- b 法第31条の13第2項（第3号、第5号及び第6号に掲げる行為に限る。）の規定に違反していないか。

(オ) 特定遊興飲食店営業の営業所

- a 法第31条の23において準用する法第18条の規定に違反していないか。
- b 法第31条の23において準用する法第22条第1項（第4号から第6号までに掲げる行為に限る。）の規定に違反していないか。

(カ) 深夜酒類飲食店営業の営業所

法第32条第3項において準用する法第22条第1項（第4号から第6号までに掲げる行為に限る。）の規定に違反していないか。

イ 質問

アに掲げる事項を確認するため必要があるときは、関係者に対して質問すること。ただし、原則として営業者、従業者等に対して質問するものとし、客に対する質問は、当該客が少年であると判明し、かつ、これを補導し、又は援助するため必要があると認められる場合に限り行うこと。

ウ その他

(ア) 補導対象となる少年や援助すべき少年を発見した場合には、補導し、又は援助すること。

また、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示や遵守のための措置の助言を行うこと。

(イ) 立入りの際に法令違反を発見した場合には、直ちに署長に連絡すること。

(ウ) 立入りを拒否された場合には、強いて立ち入ることなく、直ちに署長に連絡すること。

4 立入りの報告

3の立入りの実施に係る報告は、規則第9条第2項に掲げる事項に基づき、規程第10条第2項に定める立入り実施結果報告書によるものとし、複数の少年指導委員により立入りを実施した場合には、連名で作成させるものとする。この場合において、当該報告書は、立入りを実施すべき期日又は期間の終了後、速やかに提出させるものとし、交付した立入り指示書を併せて返納させるものとする。

5 立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書

- (1) 立入りをする少年指導委員は、法第38条の2第4項に規定するその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- (2) 署長は、少年指導委員が立入りを行うに当たり(1)の証明書を携帯する必要がある場合を除き、当該証明書を保管するものとする。
- (3) 署長は、立入り関係交付・出入簿により、(1)の証明書の取扱状況を明らかにしておくものとする。

第6 研修

1 実施要領

少年課長及び署長は、法第38条第5項に規定する研修を行うに当たっては、別表第2の少年指導委員に対する研修の実施基準によるものとする。

2 その他

少年課長及び署長は、1の研修を実施したときは、少年指導委員研修実施簿（別記様式第8）を作成し、当該研修の実施状況を明らかにしておくものとする。

なお、合理的な理由がなく研修を受けない少年指導委員については、法第38条第1項第2号の規定に該当するものとして、同条第6項第1号に規定する解嘱の要件に該当するか否かについて検討するものとする。

第7 運用上の留意事項

1 身分等

少年指導委員は、非常勤の特別職の地方公務員であり、少年指導委員の活動中における災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月奈良県条例第15号）の定めるところによるものとする。

2 活動計画等

- (1) 署長は、少年指導委員の活動が効果的に行われるよう、少年指導委員と協議の上、毎月末日までに翌月の当該少年指導委員の活動計画を策定するものとする。
- (2) 署長は、少年指導委員の毎月の活動結果を取りまとめ、少年指導委員活動結果報告書（別記様式第9）により、毎月5日までに少年課長を經由して警察本部長に報告するものとする。

別表第1（第5関係）

指 示 事 項

立入りを実施すべき場所	1 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別立入りを行うべき営業の種別を明らかにすることとし、次のように示すこと。 ○ 法第2条第1項第4号に掲げる営業 マージャン店、パチンコ店等、その他遊技場 ○ 法第2条第1項第5号に掲げる営業 ゲームセンター等 2 立入りを実施すべき地域 立入りの地域として、少年指導委員の活動区域内のいずれか又は活動区域内全域を指定すること。ただし、対象となる地域における営業所等の状況を踏まえ、あらかじめ危険やトラブルが予想される営業所等には、少年指導委員に立入りをさせないように配慮すること。
立入りを実施すべき期日又は期間	少年指導委員の立入りは、公安委員会が「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるとき」に行わせることができるものであり、当該立入りの適正かつ効果的な実施のため、次のように、過度に長期にならない範囲で示すこと。 ○ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等、少年の健全育成に関する施策を推進している期間 ○ 公安委員会として立入りを必要と認める特定の日（地域における祭礼の日、地域における環境浄化活動の日、特定の曜日等） ○ 少年指導委員から自主的な立入り活動の申出があり、これを相当と認める場合、当該活動を行う特定の期間（原則として1週間以内とする。）
立入りを実施するに当たっての留意事項	無用のトラブルを避けるため、立入り実施時の心構えや配慮事項として、次のような留意事項を示すこと。 ○ 営業者の負担を考慮し、その理解と協力を求めて行うこと。 ○ 基本的に営業時間内に立入りを実施すること。 ○ 調査の必要上質問を行う場合にあっては、原則として、営業者、従業者等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が未成年者であり、補導又は援助を行う必要がある場合に限り行うこと。

別表第2（第6関係）

少年指導委員に対する研修の実施基準

1 研修の目的

研修は、少年指導委員の職務や立入りの適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。

2 研修計画

研修は、受講する少年指導委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 研修の方法

研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 研修内容

研修項目は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：4時間以上5時間以下】

研修項目	研 修 内 容	研修時間
1 少年非行・風俗環境の状況	1) 少年非行の状況 県内及び警察署管内における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。 2) 最近の風俗環境の状況 県内及び警察署管内における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	1) 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 2) 技能 実技指導、シミュレーション等により、上記職務の実務を理解させる。	2～2.5時間
3 法第38条の2第1項の規定による立入り	1) 知識 立入りの趣旨、指示、実施及び報告の手続、受傷事故防止等の留意事項を理解させる。	1～1.5時間

を適正に行うために必要な知識及び技能に關すること。	2) 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。	
---------------------------	--	--

【委嘱時研修：5時間以上7時間以下】

研修項目	研 修 内 容	研修時間
1 少年非行・風俗環境の状況	1) 少年非行の状況 県内及び警察署管内における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。 2) 最近の風俗環境の状況 県内及び警察署管内における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1 時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に關すること。	1) 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 2) 技能 実技指導、シミュレーション等により、上記職務の実務を理解させる。	2 ～ 2.5 時間
3 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に行うために必要な知識及び技能に關すること。	1) 知識 立入りの趣旨、指示、実施及び報告の手續、受傷事故防止等の留意事項を理解させる。 2) 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。	1 ～ 1.5 時間
4 法その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための職務を行うため必要な法令に關すること。	1) 法の概要 法の目的、規制の概要を理解させる。 2) 少年指導委員の法的地位・職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること、その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等を理解させる。 3) 少年指導委員の職務・立入り 少年指導委員の職務の概要・立入りの仕組みについて理解させる。 4) 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に關する留意事項、違反の場合の罰則を理解させる。 5) その他の関係法令 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児	1 ～ 2 時間

	童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月条例第13号）等の法令のうち、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反や児童相談所の役割等を理解させる。	
--	---	--

別記様式第1（第2関係）

第 号
年 月 日
警察署長

奈良県公安委員会 殿

少年指導委員委嘱推薦書

次の者を少年指導委員として推薦します。

活動区域		新規・再任 の別	新規・再任（ 期目）		
（ふりがな） 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）		
職 業					
本 籍					
住 所					
経 歴 （学歴、職歴、 公職歴等）					
家 族 構 成	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	
賞 罰					
健 康 状 態					
少年補導等 活 動 歴					
他のボラン ティアとの 兼務状況	少年補導員・保護司・民生児童委員・少年補導委員（市町村委嘱） その他（ ）				
適 任 と 認 め る 理 由					
備 考					

※ 当該上申書の右上部に「取扱注意」を赤字で表示すること。
(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第2（第2関係）

少年指導委員名簿

活動区域						
ふりがな氏名						写真
生年月日	年	月	日生	性別	男・女	
職業						
本籍						
住所						
連絡先						
主な経歴 (学歴、職歴、公職 歴等)						
委嘱期間	自 年 月 日					
	至 年 月 日					
研修受講状況	種別	年月日	種別	年月日	種別	年月日
	種別	年月日	種別	年月日	種別	年月日
警察表彰受賞状況						
解嘱年月日	年 月 日					

注 研修受講状況の種別は、「委嘱時研修」「定期研修」の区別を記載すること。
(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第3（第2関係）

身分証明書（立入り用）交付簿

交 付 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	管 轄 署	交 付 年 月 日	再 交 付 年 月 日 及 び 事 由	返 納 年 月 日 及 び 事 由

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第4（第2関係）

身分証明書（一般活動用）交付簿

交 付 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	管 轄 署	交 付 年 月 日	再 交 付 年 月 日 及 び 事 由	返 納 年 月 日 及 び 事 由

（用紙 日本産業規格A4）

別記様式第5（第3関係）

第 号
年 月 日

奈 良 県 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長

少 年 指 導 委 員 解 嘱 上 申 書

下記の者について、少年指導委員の解嘱事由に該当すると認められるので上申します。

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
委 嘱 年 月 日	年 月 日
解 嘱 事 由	
備 考	

- ※ 疎明資料を添付すること。
 - ※ 当該上申書の右上部に「取扱注意」を赤字で表示すること。
- （用紙 日本産業規格A4）

別記様式第6（第4関係）

年 月 日

警 察 署 長 殿

少年指導委員

少 年 指 導 委 員 活 動 報 告 書

少年指導委員 (従事員)	氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名
活動(受理) 年 月 日 時	年 月 日	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで
活動場所		
同行警察職員		

活 動 結 果		
活動種別 及び 活動結果	☐ 少年補導	活動回数()回 補導人員()人
	☐ 風俗営業を営む者等に対する助言	実施回数()回 対象営業所()箇所
	☐ 被害を受けた少年に対する援助	実施回数()回 対象人数()人
	☐ 地方公共団体の施策等への協力	参加回数()回
	☐ 少年相談	受理件数()件 実施回数()回
	☐ 広報啓発	実施回数()回 対象人数()人
補導・助言・援助・ 協力・相談・啓発 の概要又は内容		
少年指導委員の 執った措置		
参考事項		

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第7（第5関係）

立入り関係交付・出入簿

（ 警察署）

少年指導委員 氏 名	立入り指示書			身分証明書（立入り用）		備 考
	交付番号	交付年月日	返納年月日	払出年月日	受入年月日	

（用紙 日本産業規格A4）

別記様式第8（第6関係）

少 年 指 導 委 員 研 修 実 施 簿

研 修 実 施 日 時		研 修 の 種 別	☐ 委嘱時研修 ☐ 定期研修 ☐ その他（ ）
研 修 実 施 者		実 施 場 所	
受 講 者 氏 名			
研 修 事 項			
参 考 事 項			

別記様式第9（第7関係）

年 月 日

少 年 課 長 殿

警察署長

少年指導委員活動結果報告書

（ 年 月分）

立 入 り	☐ 風俗営業	回	箇所
	☐ 性風俗関連特殊営業	回	箇所
	☐ 深夜飲食店営業等	回	箇所

少 年 補 導 活 動	活 動 回 数	回
	対 象 人 数	人
風俗営業を営む者等 に対する助言活動	実 施 方 法	
	実 施 回 数	回
	対 象 営 業 所 数	箇所
被害を受けた少年に 対する援助活動	実 施 方 法	
	実 施 回 数	回
	対 象 人 数	人
地方公共団体の施策 等への協力活動	施 策 の 内 容	
	参 加 回 数	回
少 年 相 談 活 動	受 理 件 数	件
	実 施 方 法	
	実 施 回 数	回
広 報 啓 発 活 動	実 施 方 法	
	実 施 回 数	回
	対 象 人 数	人
参 考 事 項		

（用紙 日本産業規格A4）